

| | | | | |
|-----|------|-----|-----|-----|
| 議 長 | 事務局長 | 次 長 | 係 長 | 書 記 |
| | | | | |

全員協議会要点記録

(開会中)

| | | | | |
|-----------------|--|-------|-----------|-------|
| 会議名 | 全 員 協 議 会 | | | |
| 開会日時 | 令和 3年 6月14日 (月) | | 10時41分 | 開会 |
| | 令和 3年 6月14日 (月) | | 11時02分 | 閉会 |
| 場 所 | 第1委員会室 | | | |
| 出席者数 | 在籍者16名中、15名出席 | | | |
| 出席議員 | 宍戸 邦夫 | 石飛 慶久 | — | |
| | 南澤 克彦 | 田邊 介三 | 山本 数博 | |
| | 武岡 隆文 | 新田 和明 | 芦田 宏治 | |
| | 山根 温子 | 先川 和幸 | 山本 優 | |
| | 大下 正幸 | 熊高 昌三 | 秋田 雅朝 | |
| | 金行 哲昭 | — | — | |
| | — | — | — | |
| 欠席議員 | 児玉 史則 | — | — | |
| 説明のため 出席したもの | 職 名 | 氏 名 | 職 名 | 氏 名 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 出席した 事務局職員 | 事 務 局 長 | 森岡 雅昭 | 事 務 局 次 長 | 國岡 浩祐 |
| | 総 務 係 長 | 藤井 伸樹 | | |
| 協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・開 会 ・議長あいさつ ・協議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 一般質問に関する改善事項について ・その他 | | | |

2023年工作总结

2023年12月

| 序号 | 姓名 | 性别 | 民族 | 出生年月 | 文化程度 | 政治面貌 | 工作单位 | 联系电话 | 备注 |
|----|-----|----|----|------------|------|------|------|---------------|----|
| 1 | 张三 | 男 | 汉族 | 1985-05-10 | 本科 | 党员 | XX单位 | 138-XXXX-XXXX | |
| 2 | 李四 | 女 | 汉族 | 1990-08-20 | 本科 | 团员 | XX单位 | 139-XXXX-XXXX | |
| 3 | 王五 | 男 | 汉族 | 1988-11-15 | 本科 | 党员 | XX单位 | 137-XXXX-XXXX | |
| 4 | 赵六 | 女 | 汉族 | 1992-03-05 | 本科 | 团员 | XX单位 | 136-XXXX-XXXX | |
| 5 | 孙七 | 男 | 汉族 | 1980-06-18 | 本科 | 党员 | XX单位 | 135-XXXX-XXXX | |
| 6 | 周八 | 女 | 汉族 | 1985-09-22 | 本科 | 党员 | XX单位 | 134-XXXX-XXXX | |
| 7 | 吴九 | 男 | 汉族 | 1982-12-01 | 本科 | 党员 | XX单位 | 133-XXXX-XXXX | |
| 8 | 郑十 | 女 | 汉族 | 1988-04-12 | 本科 | 党员 | XX单位 | 132-XXXX-XXXX | |
| 9 | 冯十一 | 男 | 汉族 | 1995-07-25 | 本科 | 团员 | XX单位 | 131-XXXX-XXXX | |
| 10 | 陈十二 | 女 | 汉族 | 1990-10-30 | 本科 | 团员 | XX单位 | 130-XXXX-XXXX | |

【開会前】

○石飛副議長 開会前だが、皆さんにお知らせする。本日の全員協議会に児玉議員より都合により欠席する旨の連絡があった。

1. 開 会 【10:41】

○石飛副議長 (開会・進行)

2. 議長あいさつ

○宍戸議長 大変お疲れだと思うが、今日の全員協議会、急遽開催することとした。明後日 16 日から一般質問が始まる。それに向けての説明と確認をしていただく。よろしくお願いします。

3. 協議事項

○石飛副議長 それでは会議日程にそって、議事を進める。

(1) 一般質問に関する改善事項について

○石飛副議長 これより協議事項に移る。一般質問に関する改善事項についてを議題とする。この件について、熊高議会運営委員長より説明を頂く。

○熊高議会運営委員長 6月4日の議会運営委員会で、配付した資料の内容について検討をした。16日からの一般質問に先立ち、議会運営委員会で、みなさんに周知をしたほうがよいだろうと決定され、今回、このような内容の確認をしたいと思っている。詳細は事務局から説明する。

○國岡事務局次長 一般質問に関する改善事項、よりわかりやすい一般質問にするためにとあるように、今回の改善については、議会運営委員会の中で、議会側としてよりわかりやすい一般質問にするためには、どのようなことを改善すればよいかという視点で協議がすすめられている。執行部の答弁も色々あるかと思うが、まずは議会内部からできることから改善していこうと協議されているので、その認識の元に検討してもらいたい。まず、一般質問だが、市長によって答弁や、運用に関する考え方が変化してきた。今年の3月の定例会では、特に運用に関する認識の違いが散見されている。石丸市長は明確かつ、端的な対話形式の運営を意識し、従来よりも一問一答を徹底されている。傍聴者やYouTube 視聴者、会議録閲覧者が理解しやすい一般質問にするために、以下の項目について検討する必要がある。1番に5項目、示している。まず、1の答弁書の作成について、以前は執行部が議員に質問内容を確認したうえで答弁書を作成していたが、現在は回答書の作成が簡略化されたほか、事前に聞き取りをしない場合あり。

2番目の質問内容が明確でない場合の答弁だが、以前は質問者の意をくむ形での答弁だったが、現在は質問者に内容を確認(反問)して答弁。質問内容が明確でないことの指摘もある。3番目の第1質問に対

する反問だが、以前は、執行部が議員に質問内容を確認し答弁書を作成するため反問はしないが、現在は、質問者に内容を確認（反問）して答弁する場合あり。課題に書いてあるように、課題 1 質問内容や表現に関する確認、表現の逆質問が多く、質問と答弁の流れがスムーズでないケースがあった。具体的には質問よりも反問されて、議員が答弁する時間が長かったり、議員が反問に対して答弁をする中で、質疑に対してわからなくなったりするケースがある。課題 2 だが、逆質問されることで、踏み込んだ質問ができなくなる場合がある。逆質問に答えるために、本来、議員が考えられている質問がそこで止まってしまうというケースも確認された。今後の対応だが、項目の 1～3 番については、通告書は執行部及び視聴者に内容が分かるように、明確に記載する必要があるという案として示している。第 1 質問についての反問については、議員の中には、いかかがなものかという意見もある。議会としては十分な回答も準備せず、答弁に臨み、誠意を感じないという感じ方もあるが、一方では執行部側の立場では、質問の趣旨を明確にして質問していない不十分な通告では、という考え方にもなる。続いて、項目の 4 番目の 1 項目に複数の質問がある場合の回答だが、これまでは複数質問があっても、総括的に回答していたが、現在は一問ずつに区切って回答している。複数の質問があることを指摘している。今後の対応の案だが、項目を細分化して質問することとして、大項目、中項目、小項目に分類し通告してはと思う。この度通告書受付の際、こういった視点から意見してきた。最後に項目 5 番、事実と異なる発言、憶測による発言、曖昧な発言等だが、以前は事実と異なる発言以外は、指摘や確認はほとんどなかったが、現在は事実と異なる場合は、必ず指摘される。事実の有無や根拠、表現に曖昧な点があれば必ず確認や指摘をしている。今後の対応だが、統計数値などのデータやニーズ（市民の声）に基づいて質問を徹底する。事実確認を十分に行った上で質問を徹底する。続いて、2 番目の課題。議員の発言で要望・お礼等としているが、現在、二元代表制の中で、「市長と議会が対等」であることを理解されていない方が多いと思われる。議員が別紙「議員必携」の発言を行うことで、議会の権能が執行部の権限よりも低いとの誤解を招くことが考えられると思われる。今後の対応案だが、別紙「議員必携」に記載の「きわめて不適切な発言」等注意して発言としている。裏面に、一般質問の注意の部分を配付している。右側の中ほどの下の部分から、そのまま朗読する。【質問であるからあくまで質問に徹すべきで、要望やお願いやお礼の言葉を述べることは厳に慎むべきものである】とされている。四角で囲んでいる部分、【一般質問でよく使われがちな言葉に次のようなものがあるが、きわ

めて不適切な表現であるから、十分注意して、のぞむべきである。・お分かりでありましたら教えていただきたい。・説明をお願いします。・今一度答弁の程よろしくお願ひしたい。・町長さん、教育委員長さん。・よく分かりました。ありがとうございます。・前向きな御答弁をいただき、心からお礼申し上げます。・〇〇の点について特に努力されるようお願いします。】元のページに戻っていただき、右下の部分に参考例として提案している。市民の要望を代弁する場合の例として、これまでは、「●●について要望します」という発言でしたが、今後は「市民からの●●の要望について、市長の考えを伺います」といった聞き方や、お礼を伝える場合は、以前は「●●を対応いただき、ありがとうございます」でしたが、「●●の対応について、多くの市民が喜ばれています」はいかがか。最後に、3番目コロナの対策ですが、先日の全員協議会で意見があったが、リモートの会議運営は今後の検討課題として議会運営委員会で検討を進めることとしている。以上で資料の説明を終わる。

○石飛副議長

ただいまの説明について、意見があるか。

○山本（優）議員

市長の反問権について、前回の一般質問でもあった。趣旨とか内容についての反問もあったが、緊急性とは何かとか、言葉尻を捕らえるような反問も多々あったと思う。そういう反問権を認める・認めないの指針やガイドラインを作った方がよいのではないか。

○宍戸議長

言われることは理解できるし、以前もあった。議長としてその時の対応をしっかりと考えさせてもらう。ケースによって違うと思うが、その時の適切な判断ができるように努力する。

○山本（数）議員

まさに反問権の当事者だが、議長へ反問権に当たらないだろうと問い返した場面もあったと思う。その時に森岡事務局長と議長が相談して、反問権に値すると言われた。あの時、反問権とはと、自分なりに思っていたが、山本優議員が言ったように、ある程度指針を示してもらえれば、反問権を言われた時に、議長に反問権に値するののかと言う回数は減ると思う。ここへ示されているように、市民の要望を代弁する場合の例があり、これのようにできればいいが、大体こういったものが反問権に値するというようなものを示してもらえたらと思う。

○武岡議員

私も反問権について、他市の例も含めて調べてみた。本市においては、一問一答の中で、後段に規定されているが、すべての市ではないと思うが、他市の例で反問権の実施要領も作ってある。どういったときに反問権ができるかとか、議長が反問を阻止するか、注意をするとか、細かいところも規定がされてある。今後、実施要領を作って、詳細な反問権に対する対応ができるように探っていただきたい。

○石飛副議長

他に何かご意見があるか。

その他、意見がないようなら、先ほど議長から本会議の進行を任せてもらいたいという答弁ではあったが、3人から反問権の定義・要綱を作って対応すべきと意見を頂いた。議会運営委員会で、この件について検討するよう、ここで諮ってよろしいか。

(「議会運営委員会では協議している」との声あり)

この件については、議長の方で対応するという事でよろしいか。

(異議なし)

○宍戸議長

3人の意見は、おそらく全員の意見であろうと思う。色々なケースがあり、現場でないとわからないが、武岡議員が言ったように、私の方でも調査をし、必要によっては議会運営委員会の方へお願いしたりして、全員の共通認識に努めていきたい。ただ、16日の質問には間に合わないと思うので、私の判断でさせてもらいたい。

○石飛副議長

他に何かご意見があるか。

(なし)

ないようですので、反問権に関しては先ほどのとおり、議長の方で判断する。資料による今後の対応については、(案)を消してもらい実施することよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、一般質問に関する改善事項は、今後対応していくということで決定した。

以上で、一般質問に関する改善事項についての件を終了する。

4. その他

○石飛副議長

その他の項に入る、他に何かあるか。

(なし)

ないようなので、以上でその他の項を終了する。

以上をもって、本日の全員協議会を終了する。

お疲れ様でした。

6. 閉 会 【11:02】